

令和2（2020）年6月12日

市民及び市内事業者の皆様へ

小金井市新型インフルエンザ等対策本部長

小金井市長 西岡 真一郎

東京アラートの解除を受けて

～力を合わせてコロナ禍を乗り越えていきましょう～

新型コロナウイルスの感染再拡大のおそれがあるとして東京都より発動された「東京アラート」が昨日6月11日をもって解除され、段階的に進めている休業要請は、6月12日より「ステップ2」から「ステップ3」へ移行しました。東京アラートの解除は、専門家の意見も踏まえ、都内の新規感染者数が抑制されており、現時点で急激な再拡大はないとの判断によるものです。市の施設や公立小中学校も順次再開しておりますが、「新しい生活様式」を取り入れた、安全と利用の両立に向けたご協力をお願いします。

東京アラートの解除に至るまでの間、改めて、医療関係者やエッセンシャルワーカーの皆様のご尽力、市民や事業者の皆様の感染拡大防止へのご協力に心から御礼と感謝を申し上げます。また、マスクやフェイスシールド、防護服等のとても貴重な感染防止のための資材を多くの方から小金井市にお寄せいただいております、重ねて感謝を申し上げます。

東京アラートは解除されましたが、新型コロナウイルスの第2波、第3波は専門家からも想定されており、引き続き油断できない状況です。感染防止への取組を怠ると一気に感染拡大に転じてしまう危険と背中合わせの状態にあります。世界中で猛威を振るっているこのウイルスを引き続き「正しく恐れ」、いままで努力してきたこのウイルスとの向き合い方を、これからも継続しなければなりません。そこで、改めて私から皆様をお願いします。

市民の皆様におかれましては、夜の繁華街など3密（密閉・密集・密接）の危険がある場所には十分注意を払ってください。そして、新しい日常「こまめな手洗い、咳エチケット、マスクの着用、3密を避ける生活や働き方、さらには熱がある等体調が悪い場合の外出を控えること、ソーシャルディ

スタンスの確保など、「感染しない、感染させない行動」の徹底をお願いします。今まで感染を抑えてきた方法をうまく活用しながら、人を思いやり、助け合い、支えあって生活を進めてまいりましょう。

帰国者・接触者外来（新型コロナ外来）は、近隣市の病院の専門外来をかかりつけ医により紹介していただきます。いざという時のために、かかりつけ医がいない方は、自宅等の近くに見つけておくよう心掛けてください。PCR検査センターは、府中市、国分寺市、国立市、小金井市の4市医師会のご尽力により5月25日に開設されました。検査は、ウォークイン方式とドライブスルー方式で行われています。本市では6月15日より小金井市専用の患者搬送用自動車を運行し、小金井市医師会と緊密に連携した総合的な支援を行ってまいります。

「ステップ3」への移行により営業再開や営業時間を延長される市内事業者の皆様におかれましては、引き続き、都や業界団体のガイドラインを踏まえた感染拡大防止対策をお願いします。小金井市では、度重なる自粛などの要請により、大きな経済的被害を受けることになった市内事業者の皆様を対象とした支援制度も創設いたしました。これからも、国や東京都等の様々な支援制度と併せ、小金井市独自の支援策を実施し、「いのち・くらし・地域・市民生活の基盤」を守る新型コロナウイルス小金井市緊急対応方針第3弾の策定に取り組み、市民生活や地域経済を守れるよう全力で支援してまいります。

市民及び市内事業者の皆様は、より良い未来の小金井市を創っていく大切なパートナーです。共に力を合わせてこの難局を何としても乗り越えていきましょう。

今後も市民生活を守ることを第一に、市として最善を尽くしてまいります。

令和2年6月12日  
地域福祉課

### 特別定額給付金の申請・給付状況について

1 申請件数（6月9日現在）

49,250件

2 振込件数（6月9日現在）

振込日	件数
5月28日（木）	3,915
6月18日（木）	3,000（予定）※
6月23日（火）	3,000（予定）※
6月26日（金）	3,000（予定）※

※ 銀行と調整のうえ、件数を増加させる予定

上記、申請件数、振込件数については、市ホームページに掲載済み。

3 問い合わせ件数（6月4日時点）

5,901件

（主な内容：申請・給付について、オンライン申請について、本人確認書類について、返信用封筒について）

## (案)

事務連絡

令和2年6月 日

(宛先) 各部長

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 西岡 真一郎

### 特別定額給付金業務に係る基幹系PC端末の提供について

特別定額給付金業務については、前原暫定集会施設内に暫時に配置した基幹系PC端末で処理を行ってきています。この作業環境の整備については、年度切替期における基幹系システムを活用し、処理件数の進捗に応じた使用端末の順次縮減等を見込み、6月末日をもって本市の使用ライセンスが期限を迎えるPC端末を配置してきたところです。

しかしながら、郵送申請に係る処理は未だ多忙を極めており、当面の間は現状と同等の作業環境を整えなくては支払い処理に遅延が生じることとなりかねない状況であるため、各部署に配置されている基幹系PC端末（別紙のとおり）の供出をお願いします。

基幹系システムを使用している各窓口業務への影響も考えられますが、市民の皆さんのお手元に、1日でも早く特別定額給付金をお届けするため、全庁を挙げてのご協力をお願いします。

### 記

#### 1 対象課・提供端末台数

別紙に記載されている基幹系PC端末を保有する課（別紙参照）

※ 部内集約のうえ、庶務担当課において、提供台数と同数の端末番号を6月25日までに情報システム課にご連絡ください。

※ なお、部単位で提供台数を満たす場合においては、各課の提供台数の増減は可能です。

※ 記載外の課においても基幹系PC端末の提供が可能であれば、ご連絡ください。

#### 2 提供時期

6月29日（月）業務終了後予定

※ ネットワーク設定作業の進捗状況により前後する可能性があります。

#### 3 返却時期

9月上旬から順次

※ 申請処理状況によっては返却時期が前倒しとなることもあります。

(案)

4 問合せ先

基幹系PC端末に関すること

情報システム課情報システム係 内線：3054

特別定額給付金に関すること

地域福祉課地域福祉係 内線：3904

基幹系システム拠出 想定台数 (案)

部名	課名	保有台数	仮提供台数	
福祉保健部	自立生活支援課	18	3	
福祉保健部	介護福祉課	33	5	
福祉保健部	健康課	10	2	10 …福祉保健部合計
市民部	市民課	22	4	
市民部	市民税課	22	4	
市民部	資産税課	13	2	
市民部	納税課	26	4	
市民部	保険年金課	27	4	18 …市民部合計
企画財政部	情報システム課	11	2	2 …企画財政部合計
計		171	30	

【提供台数算出基礎】

課内保有台数	提供台数
10台～14台	2
15台～19台	3
20台～29台	4
30台以上	5

※ 上記以外の課において、提供可能な基幹系端末がありましたら、お願いします。

※ 部内調整のうえ、各課の提供台数を調整していただいて構いません。

事務連絡  
令和2年6月5日

市内介護保険関係事業者 各位

小金井市福祉保健部  
介護福祉課長 鈴木 茂哉  
(公印省略)

### 介護事業所の実態調査について

日頃より、本市の介護保険事業にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。また、貴事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響について、市内介護事業所の状況を把握するための実態調査を行います。

つきましては、ご多忙の中お手数をお掛けしますが、調査へのご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

### 記

#### 1 回答方法

別添「介護事業所のサービス提供に係る調査票」に必要事項を入力の上、メールまたはFAXにてご回答ください。

#### 2 回答期日

令和2年6月10日（水）

#### 3 問合せ先・回答先

小金井市福祉保健部介護福祉課介護保険係

電話：042-387-9822

メール：[s050301@koganei-shi.jp](mailto:s050301@koganei-shi.jp)

FAX：042-384-2524

## 介護事業所のサービス提供に係る調査票（FAX回答の場合送付状不要）

回答先：福祉保健部介護福祉課介護保険係  
 回答締切：令和2年6月10日（水）  
 回答先：s050301@koganei-shi.jp（メール） 042-384-2524（FAX）

法人名	
事業所名	
介護サービス種別 (例：訪問介護)	
連絡先	
回答者氏名	

- ※1 法人で複数の事業を運営している場合は、各事業別でのご回答をお願いします。  
 ※2 総合事業の指定を受けている場合は、（地域密着型）通所介護および訪問介護の事業所として回答してください。

1 事業所の状況について該当する状況に○をつけてください。（複数選択可）  
 ( ) 内には、数値の記入をお願いします。

選択	事業所の状況
	平常時と変わらず運営している
	事業所の判断で、平常時より回数や時間を減らして運営している。
	利用者に自粛をお願いし、( ) 割程度、利用者を減らしている。
	利用者の自主的な自粛で、( ) 割程度、利用が減っている。
	職員の勤務日数を減らすよう求めている。
	介護サービスの提供を（一部休止・休業している）
	事業所の収益が( ) %減少している。
	その他 ( )

- ※1 令和2年5月のサービス提供状況について記載してください。  
 ※2 比較対象は前年同月と比較してください。

2 介護事業所における職員数について回答してください。（令和2年6月1日現在）

常勤		名
非常勤		名
計		名

- ※1 職員は介護保険上の人員基準上の必要な職員の他、人員基準外の職員も含めて記載してください。（事務員、ドライバー）  
 ※2 ボランティアは含めないでください。  
 ※3 派遣職員は除く

3 衛生資材について該当する状況に○をしてください。（令和2年6月1日現在）

選択	事業所の状況
	マスクは充足している。
	マスクは不足している。
	消毒液は充足している。
	消毒液は不足している。

ご協力ありがとうございました。



都道府県  
各指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和2年障害福祉サービス等経営実態調査への協力依頼について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、厚生労働省では、障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という。）の経営状況を把握し、次期障害福祉サービス等報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的として、令和2年障害福祉サービス等経営実態調査を実施することといたしました。

本調査においては、全国の障害福祉サービス事業所等から、無作為に抽出した約17,000か所を調査対象として、令和2年6月上旬に調査票を発送いたします。

調査票の提出期限は**令和2年6月30日（火）（インターネット経由の場合は令和2年7月10日（金））まで**となっておりますが、各事業所等の事情に応じてできる限り柔軟な対応をいたしますので、各都道府県等の障害保健福祉主管課におかれましては、事業所等の皆様から本調査に対してより一層のご協力を得られるよう、

- ・ ホームページ等で本調査の周知及び回答協力依頼をしていただく
- ・ 貴管内の事業所等に対し、メール、通知等により回答協力依頼をしていただく

など特段のご配慮をお願いします（前回平成29年調査におきましては、特に公営の事業所等の回収率が低調であったことから、管内市区町村に対する周知もお願いいたします）。

また、本調査については、調査票をインターネット経由で提出する方法も用意しております。政府全体の方針としてオンライン調査を推進していることから、回答に当たっては、インターネット経由による提出方法を積極的にご利用いただきますよう併せて周知ください。

今回の調査で把握する事業所等の経営状況のデータについては、次期報酬改定の検討を行うための基礎資料となる大変重要なものであることから、より多くの事業所等の皆様にご協力をいただき、より精度の高い調査結果が得られるよう、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なご対応を行っていただいているところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、別添として本調査の概要等を送付いたしますので、貴管内の事業所等に対する周知等の際にご活用いただけますと幸いです。

【担当者】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課  
評価・基準係 倉田、松田  
TEL：03-5253-1111（内線：3036）

【調査票記入に関するお問合せ先】（調査対象施設・事業所用）

「令和2年障害福祉サービス等経営実態調査」事務局  
電話番号（フリーダイヤル） 0120-163-391  
※受付時間 平日 9:30～17:30（土日・祝日を除く）  
FAX番号 06-7637-1479  
調査専用サイト <https://www.shogai Fukushima.jp/keiei/>  
メールでの問い合わせ [jimukyoku@shogai Fukushima.jp](mailto:jimukyoku@shogai Fukushima.jp)  
調査票返送先 〒530-8213 大阪市北区梅田2-5-25  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

## 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査の概要

### 1. 調査目的

障害福祉サービス等施設・事業所（以下「事業所等」という。）の経営状況を把握し、次期障害福祉サービス等報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査のスケジュール

令和2年6月上旬	調査票発送
6月30日（火）	<u>郵送調査票提出期限</u>
7月10日（金）	<u>オンライン調査票提出期限</u>
11月頃（予定）	調査結果公表

### 3. 調査対象・調査客体

障害福祉サービス等を実施する全国の事業所等（約12万か所）から、約17,000か所を各サービス別、開設主体、地域性を考慮し、無作為に抽出して客体を選定しました。なお、調査対象のサービス区分は以下の通りです。

・ 居宅介護	・ 重度訪問介護
・ 同行援護	・ 行動援護
・ 療養介護	・ 生活介護
・ 短期入所	・ 重度障害者等包括支援
・ 施設入所支援	・ 自立訓練（機能訓練）
・ 自立訓練（生活訓練） <small>※宿泊型自立訓練を含む</small>	・ 就労移行支援
・ 就労継続支援A型	・ 就労継続支援B型
・ 就労定着支援	・ 自立生活援助
・ 共同生活援助（介護サービス包括型）	・ 共同生活援助（日中サービス支援型）
・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	・ 計画相談支援
・ 地域移行支援	・ 地域定着支援
・ 障害児相談支援	・ 児童発達支援
・ 医療型児童発達支援	・ 放課後等デイサービス
・ 居宅訪問型児童発達支援	・ 保育所等訪問支援
・ 福祉型障害児入所施設	・ 医療型障害児入所施設

### 4. 調査項目

- ・ 令和元年度における収支状況 等
- ・ 令和元年10月におけるサービス提供状況、従事者数 等

### 5. 秘密の保持

本調査は統計法（平成19年法律第53号）に基づく「一般統計調査」であり、調査票の取り扱い、秘密の保持には万全を期すとともに、ご記入いただきました内容は

本調査の目的以外には一切使用いたしません。

## 6. 調査票記入に関するお問合せ先

「令和2年障害福祉サービス等経営実態調査」事務局

電話番号（フリーダイヤル） 0120-163-391

※受付時間 平日 9:30~17:30（土日・祝日を除く）

FAX番号 06-7637-1479

調査専用サイト <https://www.shogaifukushi.jp/keiei/>

メールでの問い合わせ [jimukyoku@shogaifukushi.jp](mailto:jimukyoku@shogaifukushi.jp)

調査票返送先 〒530-8213 大阪市北区梅田2-5-25

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

## 7. 調査に関する厚生労働省ホームページ

◇ 調査実施案内ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/service\\_tyousa/tyousa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service_tyousa/tyousa_00001.html)

◇ 障害福祉サービス等経営実態調査のページ

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi\\_service\\_chousa01.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi_service_chousa01.html)

## 8. よくある質問

（問）調査票は全ての施設・事業所に届くのですか。

（答）本調査は、全国の事業所等（約12万か所）の中から、無作為に約17,000か所を抽出し、調査票を配布しております。そのため、今回調査票が届かない事業所等もございますので、お手元に調査票が届いた事業所等におかれましてはご協力いただきますようお願いいたします。

（問）地方公共団体や独立行政法人が設置している事業所は回答不要でしょうか。

（答）本調査は、事業所等の経営主体に関わらず調査対象としております。

（問）調査票が届きましたが、回答は郵送で行うのですか。

（答）本調査においては、オンライン及び郵送の二通りの回答方法を用意しております。  
なお、現在、政府全体でオンライン調査を推進していることから、インターネット経由による提出方法をご利用いただきますようお願いいたします。

オンラインで回答する場合は、以下の2つの方法を用意しております。

- ① 調査専用サイトより調査票ファイル（Microsoft-Excel）をダウンロードし、回答を入力・保存後、調査票ファイルを同サイトにアップロードする方法

② 調査専用サイトの回答フォームに直接入力・送信する方法

オンラインによる回答は、

- ・ 紙の調査票より期限が長い
- ・ サポートツール等により省力化が可能
- ・ 入力エラーの発見や修正が簡単にできる
- ・ Q&Aをまとめているので、つまずきやすい回答の確認ができる
- ・ 期限内であればいつでも提出できて、何度でも修正が可能

などのメリットがありますので、是非ご利用ください。

(問) 調査には協力したいのですが、提出期限までに調査票を提出することが難しい場合、どうしたらよいですか。

(答) 調査票の提出期限については、事業所等の事情に応じてできる限り柔軟な対応をいたしますので、調査事務局までご連絡下さい。

事務連絡  
令和2年6月9日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した地域活動支援センター等の事業実施に当たっての留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言につきましては、先般、全ての都道府県において解除されたところです。今後、感染リスクをコントロールしながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしており、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践が求められています。

地域活動支援センターが提供するサービスや日中一時支援等については、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスが提供されることが重要であり、引き続き「新しい生活様式」の実践を含めた感染拡大防止に係る取組を継続していく必要があります。

これを踏まえ、今般、地域活動支援センター等の事業実施に当たっての感染拡大防止に係る具体的な留意点を別紙のとおりまとめたので、参考としていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村に周知を図るようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した地域活動支援センター等の  
事業実施に当たっての留意事項

1. 感染防止に向けた基本的な考え方

- 各種事業の実施に当たっては、地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認するとともに、厚生労働省が公表している「新しい生活様式」(【参考】参照)も参考にしながら、
  - 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けること、
  - 人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いを実践すること、
  - 毎日の体調確認、などの行動・取組を職員及び利用者が行うことが重要である。
  
- また、事業所の管理者等は、これらの行動や取組の実施状況に日々目を配り、職員間で共有する仕組みを取り入れること等により、日常の行動として定着させ、着実にを行うことを促す環境整備に取り組むことも重要である。
  
- なお、事業の実施に際し、感染拡大防止を効果的・実効的に実施するためには、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職から、実施に当たっての留意点等について具体の事業内容に即した助言を得ることが望ましい。

2. 事業実施に際しての留意事項

- 職員、利用者ともに、症状がなくてもマスクの着用、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。
  
- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤を行わないことを徹底すること。
  
- 職員は、事業の利用者の体温を事業開始前に計測する(可能な限り自宅において事前に計測いただくよう依頼することが望ましい。)とともに、利用者名簿を用意し利用者の体調を記録すること。  
なお、発熱等の症状がある場合は利用を断ることとなるが、その場合は、必要に応じ、市町村や当該利用者を担当する相談支援事業所等と情報を共有すること。

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けることが重要であること等から、以下に留意すること。
  - ・ 可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を少なくすること。
  - ・ 互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上（できるだけ2 m（最低でも1 m））の距離を保つ等、利用者同士の距離の確保について配慮すること。
  - ・ 座席の配置について、対面ではなく、横並びで座るなどの工夫を行うこと。
  - ・ 定期的に換気を行うこと（1時間に2回以上。2方向の窓を、1回数分程度、全開にする等。）。
  - ・ 歌を控えるとともに、文字や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
  - ・ 必要に応じ、屋外でのサービス提供も検討すること。
  
- 食事会等に当たっては、大皿を避けて、料理は個別に配膳すること。
  
- 息が荒くなるような激しい運動は避けること。
  
- マスクの着用により身体への負担が著しく大きくなる可能性があることに留意すること。
  
- 熱中症予防のため、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離が確保できるときは、マスクを外すこと。
  
- 清掃を徹底し、共有物（手すり、テーブル、椅子など）については必要に応じて消毒を行うこと。手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのもの利用や、適切な洗浄消毒を行うこと。
  
- 利用者に対し、利用後の体調確認、手洗いを励行すること。
  
- 車両による送迎に当たっては、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行うこと。なお、利用後の体調確認において、発熱等の症状がある場合には、他利用者との同乗を避けるなどすること。

### 3. その他

- 地域において新型コロナウイルス感染者（感染が疑われる者も含む。）の発生等が起きた場合、市区町村や事業所においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所等と十分に連携を図り、適切な対応を行うこと。
  
- また、感染者が発生した事業所においては、積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、利用者の状況、直近2週間の勤務表、事業所内に入出入りした者等の記録を準備すること。

#### 【参考】

- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」 （厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)



## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）** 空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

### 栗山公園健康運動センターにおける段階的な利用再開について

ステージ		ステージ1	ステージ2	ステージ3
利用再開時期		6月2日（火曜）から	6月15日（月曜）から	6月22日（月曜）から
利用時間		個人（1H）	個人（2H）、団体（2H）	個人（2H）、団体（2H）
施設別	温水プール	個人（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室
	グリーンフィットネスルーム	×	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室
	トレーニング室	×	×	個人（市内・市外）

※東京都の感染者数等により、変更する場合があります。

### 小金井市総合体育館における段階的な利用再開について

ステージ		ステージ1	ステージ2	ステージ3
利用再開時期		6月2日（火曜）から	6月15日（月曜）から	6月22日（月曜）から
利用時間		個人（1H）	個人（2H）、団体（3H）	個人（2H）、団体（3H）
施設別	大体育室	個人（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	小体育室	個人（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	柔道場	×	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	剣道場	×	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	幼児体育室	×	×	個人（市内・市外）
	会議室	×	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	温水プール	個人（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内）	個人（市内・市外）、団体（市内・市外）、教室関連
	トレーニング室	×	×	個人（市内・市外）

※東京都の感染者数等により、変更する場合があります。